

令和8年8月1日

姫カックラブ登録団体 各位

姫カックラブにおける体育館空調設備の使用について

姫路市教育委員会
健康教育課

姫カックラブの活動時における体育館の空調設備使用にあたっては、「姫路市立学校屋内運動場空調設備の利用に関する要綱」に基づき、下記のとおり運用します。

記

1. 利用期間

5月1日から10月31日まで

2. 空調料金

免除（「姫路市立学校屋内運動場空調設備の利用に関する要綱」第5条2項による）

3. 空調設備の利用方法

（1）当該年度の空調設備の利用開始前（1回）

「姫カックラブ体育館空調設備の利用手続きフォーム」にて利用計画の申請を行い、必要事項を入力して送信する。

（2）空調設備の利用開始時（毎回）

体育館の操作盤横にある「学校体育館空調設備利用簿」に利用開始時刻（電源を入れた時間）等を記入する。

（3）空調設備の利用終了後（毎回）

「姫カックラブ体育館空調設備の利用手続きフォーム」にて利用報告の申請を行い、必要事項を入力して送信する。

※体育館に掲示している二次元コード（姫カックラブ以外の団体用）は使用しない。

【姫カックラブ体育館空調設備の利用手続きフォーム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/b8f95547-811f-4104-9819-a71c1bb517e8/start>

上記（1）・（3）ともに、下記の URL または二次元コードより入力してください。



4. 注意事項

- ・空調設備の利用は、必要時のみとしてください。
- ・姫カックラブ以外の活動においては、別途手続きと利用料金の支払いが必要になります。
- ・体育館の使用終了時には空調設備の電源を切ったことを確認してください。
- ・不適切な利用や虚偽の申請が判明した場合は、今後の空調設備の利用、または姫カックラブとしての体育館の使用を停止（許可の取消）することがあります。

【問い合わせ先】

姫路市教育委員会事務局 健康教育課 姫カツ推進担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2798 Mail：himekatsu@city.himeji.lg.jp